

# 会館使用規則

## (設置)

第1条 定款第2条に定める事務所を置くために、全経会館（以下「会館」という）を設置する。設備に余裕のある場合には、貸し室及び不動産賃貸の使用に供することができるものとする。

## (事業)

第2条 会館は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会議室の使用に関すること
2. 不動産の賃貸に関すること

## (使用)

第3条 会館を使用する者は、前条第1号については「会議室使用申込書」、前条第2号については「契約書」を提出して協会の承認を受けなければならない。

## (料金)

第4条 使用の承認をうけた者は、別表に定める使用料又は賃貸料を納めなければならない。

## (使用の取消し)

第5条 次の各号の1に該当するときは、協会は使用の承認をしない。

1. 使用の目的に違反したとき
2. 秩序をみだすおそれがあるとき
3. 管理上支障があると認めたとき

## (賠償)

第6条 使用者は使用に際し会館及び付帯設備に損害を生ぜしめた場合は、協会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない理由があると認めるときは、協会は賠償額を減額又は免除することができる。

## (規則の改正)

第7条 この規則の改正は、定款（施行細則）第48条に定めるところによる。